

第1回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年8月30日(水) 午前10時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 富 永 優 子
横 山 純 子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 井 上 明 夫
西 崎 知 佳
本 岡 諒 一 |
| 使用者代表委員 | 上 田 哲 也
田 中 三 郎
鶴 海 元 |
| 事務局 労働基準部長 | 工 藤 俊 平 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 宮 川 晋 太 郎 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第1回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の任命手続につきましては、8月28日付けで行っております。「辞令書」を封筒に入れて机上配付しております。これを持ちまして交付に代えさせていただきますので御了承願います。

定足数について報告申し上げます。

本日は、委員全員が出席しておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は、令和5年度1回目の最低賃金専門部会の開催となります。冒頭、工藤労働基準部長より、挨拶申し上げます。

工藤部長

労働基準部長の工藤でございます。本日は残暑が厳しい中、皆様におかれましては大変御多忙にもかかわらず御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本年度も昨年度に引き続きまして、産業別の特定最低賃金7業種の必要性審議の段階から専門部会を設置し、関係労使で議論を行っていただくこととなりました。先週23日の第504回最低賃金審議会におきまして、岡山県最低賃金は10月1日から40円引き上げて時間額932円とすることが妥当とする答申が出されました。これから官報公示の手続を経て正式に発効となります。

既に皆様にも御案内のことと思いますが、10月1日から岡山県最低賃金は、最低賃金を時間額で示す方式となった平成14年以降、その額、率とも最高の引上げとなっているところでございます。

特定最低賃金は、各産業の労使のイニシアティブで審議が行われるという特性や、全会一致の原則があるということは皆様も御承知のとおりだと思います。本日から始まります特定最低

賃金専門部会におきましては、地域別最低賃金による上げ幅が委員の皆様の主張にどのように影響を及ぼすのか、事務局としても議論の方向性に最大の関心を持って注視してまいりたいと考えています。

また、依然として国内外の経済情勢、慢性的な人手不足、物価上昇、戦争の長期化、原材料の高騰、インバウンドの見通し、物流・建築業界の2024年問題などを考えますと予断を許さない状況ではございますけれども、県内の実情を踏まえて、本年度の丁寧かつ真摯な御議論を皆様にお願ひし、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

三村室長

賃金室長の三村でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、これから議事に入らせていただきます。

初めに、付議事項(1)の部会長、部会長代理の選任ですが、部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされており、これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は横山委員、部会長代理は米山委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長

それでは、以降の議事につきましては、横山部会長にお願ひしたいと思います。よろしくお願いいたします。

横山部会長

部会長を仰せつかりました横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特定最低賃金の専門部会は労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の御理解、御協力をお願いいたします。

付議事項に入る前に、議事録の署名人について決めておきたいと思ひます。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する」ものとされており、部会長である私と、労側は西崎委員、使側は鶴海委員にそれぞれ

れお願いしたいと思います。

では、本日の大まかな予定を御説明いたします。

まず付議事項（２）につきまして、今年度の審議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、付議事項「（３）資料説明」についても事務局からお願いします。その後、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、時間を取りたいと思います。御発言は労使それぞれ５分程度でお願いします。最終的な終了時刻は正午頃を予定しております。

それでは、付議事項「（２）岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

机上に配付しておりますフロー図を御覧いただければと思います。

今年度の７業種の特賃の改正決定につきましては、７月４日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。諮問文は資料No.2につけております。資料No.2－①が７月４日の諮問文です。

７月３１日の本審で、特賃の必要性の有無について各部会で審議を行うことになりました。審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを諮問文に付け加えました。そのため、再度諮問を行っています。資料No.2－②の諮問文が７月３１日の諮問文となります。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく３週間の公示期間、意見聴取の期間になりますが、これを経た後に金額審議の専門部会を開催することになります。

また、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告することになり、審議は終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で全会一致により結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せずに専門部会の決議を本審の答申とすることが合意されています。

フロー図を見ていただきますと、７月３１日の第503回本審で

審議の進め方を審議いたしました。7業種とも専門部会で審議するとなりまして、それぞれ公示期間を設け委員の推薦を行いました。その後、改正の必要性の有無及び改正審議に係る委員の任命を行い、本日部会を開催しております。部会で改定の必要性ありということで全会一致になりますと、3週間の公示期間を設け、改めて金額審議をこの委員の方で行っていただくこととなります。必要性なしとなった場合、審議は本審へ報告となり終了となります。

もう1枚机上に配付しておりますが、昨年度の審議経過と結果の一覧表を資料として配付しております。昨年度の7業種の審議経過、結果をまとめておりますので御覧いただければと思います。事務局からは以上です。

横山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととなります。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(同意する声)

横山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。
付議事項「(3)資料説明」について事務局からお願いします。

宮川指導官

それでは、私から、一般機械器具製造業における最低賃金基礎調査結果について説明いたします。

説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。お手元の資料を御覧いただけますでしょうか。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、

特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は日本標準産業分類に定める産業のうち、こちらに記載してあります一般機械器具製造業の業種を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計してしております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者は除いて集計してしております。

調査対象となる賃金は、令和5年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、

集計調査事業所数は、 99社

集計調査労働者数は、1,685人

これが調査の実数になります。この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は、3,518人となっております。

以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の2ページを御覧ください。Ⅱ「現行の最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、現行の972円未満の未満率は、

男性 2.0%

女性 16.4%

男女合計で 4.8%

となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表してしております。

Ⅲ「特性値一覧表」ですが、一般機械器具製造業は、

月平均賃金額 258,658円

時間当たり平均賃金額 1,567円

第1・20分位数 980円

第1・10分位数 1,050円

第1・4分位数	1,203 円
中位数	1,435 円

となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

例えば3ページの現行の一般機械器具製造業の特定最低賃金額である「972円」の欄をみると、1つ前の971円の168人から2人増えて170人とあるので972円の階級には2人が属しているということになります。

総括表1というものが3～5ページにありますが、こちらは階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、7～9ページには男女別・年齢別に区分した総括表となっています。

賃金階層につきましては、特定最低賃金額より10円低い962円からプラス60円の1,022円までが1円刻みとなっており、それ以降は、10円刻み、100円刻みとなっています。

11ページを御覧ください。

このグラフは、今、説明した総括表の賃金分布を10円刻み、100円刻みにしてグラフ化したものです。

13ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。現行972円から例えば1,000円まで引き上げると5.6%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を100とした場合の特定最低賃金の比率を、平成24年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和4年度の一般機械器具製造業の特定最賃は972円で優位率が109%となっております。

また、その次のページの表は、一般機械器具製造業特定最賃と県最賃を年度別に比較した一覧表となっています。

私からの説明は以上となります。

三村室長

資料No.3から説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年8月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかな回復を続けている」とあります。

また、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、サービス分野を中心に緩やかに増加している。設備投資は増加、住宅投資は弱めの動き、公共投資は緩やかに増加している。」となっております。

「県内主要製造業の生産は、弱めの動きが続いている」、

「雇用・所得環境をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

「(2) 生産」をみますと、「県内主要製造業の生産は、弱めの動きが続いている」とされています。

3ページ以降は、岡山県の主要経済指標が記載されています。

設備投資欄の設備投資額において、全産業は、2022年度実績は増加、2023年度計画も増加傾向にあります。

次に資料No.4、令和5年7月26日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「緩やかに回復しつつある」としています。

これは前回4月判断の「持ち直している」に比較し上向き判断となっております。

また、各項目の判断としては、本年4月と比較し、「個人消費」と「企業の景況感」は上向き、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」、「企業収益」などは、横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

次ページ以降の各論のうち、「■生産活動」においては、「足踏みの状況にある」とされ、その下段5行目には、「工作機械は、海外需要に弱い動きがみられることから減少している」と解説されています。

また、次ページ以降は本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。

こちらは岡山県総合政策局が発表した、令和5年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

見出しにもあるように、令和5年6月の「鉱工業生産指数は、対前月比2.5%減の87.4で2か月連続の下降となっており、前月比で、在庫が上昇し、生産、出荷が低下した」とあります。

次ページに「2 上昇・低下に寄与した主な業種」という欄があります。こちらの「(3) 在庫」をみますと、「汎用・生産用・業務用機械工業」が、上昇トップの業種となっています。

2ページには、「3. 生産増減に占める業種別割合」、3ページ以降につきましては、「4. 生産の業種別動向」(1) 主要業種の生産動向、(2) 業種分類生産指数、(3) 特掲業種分類生産指数があります。原指数、季節調整済指数がそれぞれのグラフに掲載されております。また、各産業の数値において、前年同月比、前月比等を御確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。これは昨日発表になりました労働局職業安定課の「雇用情勢」の資料となります。

「7月の有効求人倍率は1.54倍となり、前月と比べ0.03ポイント低下」しています。

新規求人数につきましては、「7月の新規求人数は、対前年同月比で4.6%減となり、2か月連続で減少」しています。

6ページには、「産業別・規模別新規求人状況」があります。Eの製造業をみますと、前年同月比マイナス8.1%となっており、下降しています。

その下段、「(26) 生産用機械器具 26.4%増」、「(27) 業務用機械器具 25.0%増」となっています。

以上、資料説明をさせていただきました。

横山部会長

ただ今の資料説明につきまして、何かございますでしょうか。

(特になし)

横山部会長

ただ今から休憩に入りますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。大体15分程時間を想定しておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

それでは、10時45分から再開とさせていただきますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

横山部会長

付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ることにします。

まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分から6分程度での発言に御協力いただくよう、お願いします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員をお願いします。

それでは、労側の代表の方をお願いします。

本岡委員

私から改定の必要性について労働側の考えをお話しさせていただきますと思います。

まず、岡山県の地賃と特定最賃の区別については先ほどから話がありましたとおり、この特定最低賃金は、対象となる特定産業で働いている基幹労働者の賃金の最低を関係労使のイニシアティブで設定する制度です。また、一定の産業の組織労働者のために獲得した春闘結果や賃金の最低基準を、当該産業の未組織労働者に一種の公正な労働基準として波及させる制度であると解釈されていることも理解しております。

日本は諸外国と違った性質を持っていますが、企業が支払能力やエネルギーコストの上昇により、収支が圧迫されている状況であることも重々理解しております。その中で、春闘において労使で話し合った結果賃金が引き上げられているというのは事実で、結果として残っています。

また、岡山県一般機械器具製造業には中小零細企業が多く存在しています。その中小零細企業が置かれている現状、後継者不足や人材不足による採用難といった人の問題が大きくクローズアップされていると思います。

一方、企業では資金繰りが難しいとか、収益構造の変化、受注確保、値下げ、短納期といった問題に様々な事情を抱えていると思いますが、従業員、労働組合のある組合員の健康で安全な生活基盤である月例賃金の引上げは必ず必要であると思っています。

昨年もお話ししましたが、日本の金属産業は現状として賃金の規模間格差が大きいです。金属産業は多重下請構造であることもあり、今後、より一層グローバル競争にさらされる産業で

あるということも認識しております。そういった状況の中で賃上げが広がりにくい環境があります。

特定最低賃金は、組織の労使が交渉し、締結した企業内最低賃金を、労使交渉を持たない未組織労働者へ波及させることで産業全体の適正な賃金水準の確保につなげる役割があります。また、正社員と非正規雇用者の賃金格差を是正する役割も持っていると思っています。

今年、岡山県内で組織されている労働組合で、企業労使で企業内最低賃金協定を新たに締結しませんかと要求したところ、交渉の結果、新たに企業内最低賃金協定を結ぶ企業が増えました。

現在、一般機械は公正競争ケースで申請をしておりますが、企業内最低賃金協定を締結する労働者が増えて、岡山県における全雇用者数の3分の1以上を占めることになれば、労働協約ケースへの移行を考えると来るときも来るとは思っています。

最後に、一般機械器具製造業はどの産業の中においても基盤を支えている業種だと思っています。先ほども申しあげましたように、中小零細企業の比率が高いことから労働組合のない未組織労働者も多く、我々組織労働者としても賃金交渉の補完的な役割を担うことは当然の義務だと考えております。

岡山県には7業種の特定最低賃金がございますが、一般機械器具製造業は、大体中位に位置していると思っています。この一般機械器具製造業に将来にわたって優秀な労働力を確保するためにも今年度の金額改正の必要性はありだと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。労側の主張としては以上です。

横山部会長

ありがとうございます。

そのほかに補足する御意見等はございませんか。

(特になし)

横山部会長

それでは、使側の代表の方に御意見をお願いいたします。

上田委員

まず、連合が7月5日に発表した2023年春闘の最終集計結果によりますと、ベースアップと定期昇給を合わせた平均賃上げ率は3.58%、10,560円、前年を1.51ポイント、4,556円上回りました。そのうち300人未満の中小企業は、3.23%、8,021円で

前年同期に比べて1.27ポイント、3,178円増となっております。

一方、岡山県経営者協会が発表した6月21日現在の県内企業賃上げ率は、3.04%、8,001円となっております。

次に、帝国データバンクの景気動向調査によりますと、製造業の景気動向指数D Iは45.2%ポイントで、前月比0.2%ポイント増と2か月ぶりに改善しています。しかしながら、小規模企業では、前月比0.2%ポイント減、2か月連続で悪化しています。昨年から続く電気代やガソリン代、軽油を含むエネルギー価格の高騰は収益を圧迫しており、特に中小企業の経営に大きな影を落としております。

本年度の最低賃金は43円引き上げられるということで、全国平均で1,004円になったようですが、販売やサービスの値上げがなければ中小企業の更なる負担増となります。

同じく帝国データバンクの調査によりますと、価格転嫁を拒絶されたり、わずかな値上げしか認めてもらえず、経営破綻を余儀なくされた値上げ型の物価高倒産は、1月から7月に23件あり、前年同期の12件に比べて倍増ペースで推移するなど、価格転嫁が難しい企業の倒産が目立っています。

私どもの組合員では、電気代や原材料費の値上げについては認めていただけるけれども、人件費については認めてもらえないという状況になっています。

次に、私どもの組合では中国電力から共同受電という形で高圧電力の供給を受けておりますが、本年4月から大幅に料金が値上げされました。7月分の電気料金でいいますと、前年同月比26.48%増となり、1kW当たりの単価で比べるとそれだけ上昇しています。ただ9月までは1kW当たり3.5円の補助金が入っていますから幾分救われているものの、ガソリン価格の補助を続けるという話もありますが、電力料金がそのまま補助されるのかというのはまだ分かっていないので、非常に厳しい状況です。

最低賃金の引上げについては、本来低スキルの労働者を中心に就業時間を増やそうとするインセンティブを与えますが、日本では逆に短時間労働に従事する女性配偶者などに対して、就業の抑制を促している点に留意する必要があります。去年も言いましたが、パートタイム労働者は時給が上昇すると労働時間を抑制して扶養の範囲に収めようとする状況にあります。その結果、年収はわずかな増加にとどまっています。

扶養の範囲内で働きたい人は時給が上がった分、当然、働く時間を短くしようとします。そうすると、企業経営者は新たな

人材を求める必要があります。しかしながら、新たな労働者を雇用しようとするとなかなか厳しいです。要するに、働き手がないわけです。中小企業の製造業の労働現場に来てくれない状況にあります。

最低賃金改定の必要性についてですが、最低賃金の審議では生計費、賃金、通常の事業の支払能力というものが重視されます。2023年7月消費者物価指数の全国総合指数は、105.7%と前年同月比3.3ポイント上昇しています。岡山市の総合指数でも105.3%、前年同月比0.4ポイントの上昇となります。

当初申し上げたように、岡山県経営者協会の調査による県内企業2023年賃上げ率は3.04%となっておりますので、それを考えて最低賃金の改定はある程度はやむを得ないというふうに思います。

もう一つ、一番言いたいのは、岡山県最低賃金審議会では40円の引上げとなっておりますが、これは4.48%も引き上げることであり、まさに中央最低賃金審議会の答申をそのまま踏襲したに過ぎないのではないかと考えています。これは個人的な感想です。

価格転嫁がなかなか進まない中小・零細企業にとっては大きな打撃となりますので、大幅な値上げ、賃上げ、中小零細企業の現状を考慮して考えていただきたいというのが使側の意見です。以上です。

横山部会長

そのほかに補足などありませんか。

鶴海委員

基本的に使側としては必要性ありとして話をした方がいいのかなと思っています。

ただ、上田委員がおっしゃたように、中小企業の立場を考えると県最賃の引上げ額40円とか、そういう話ではないということを理解していただきたいと思っています。そのような方向で話を進めていきたいと考えています。

それから、賃上げもそうですが、経営者は賞与に上乘せというやり方をしています。賃上げをすると固定費が上がり全てのものが上がってきます。従業員の給料を上げないというのではなく、夏、冬の賞与をプラスすることによって年間の所得を増やすというやり方をしているわけです。そういう点も理解してほしいと思います。

横山部会長

ただ今双方から御発言をいただきまして、労側については必

要性ありという御意見をいただいたと思います。使側につきましても必要性については結論としてはあるというふうに御意見をいただいたところでございます。本審議については必要性の審議ということになりますので、この部会については労使双方の意見が一致をしているという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

それでは、今後の金額審議のところでは是非丁寧に審議をしていただきたいと思います。まず、この度の必要性の審議につきましても、一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、双方から必要性ありというお話をいただきまして結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あてに報告したいと思いますので、事務局で報告文の案を御準備ください。

(事務局、報告文(案)を各委員に配付)

横山部会長

では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

三村室長

それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

横山部会長

(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

本年7月31日の第503回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配付)

横山部会長

では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

三村室長

それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

横山部会長

(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第21号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ答申文を手交)

三村室長

答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より挨拶申し上げます。

工藤部長

本日、必要性ありという結論をいただきました。

地賃に続き、特賃のスタートを全会一致という形で結論を得ることができました。

事務局としても皆さんの御意見をしっかり受け止めて、これからの審議を円滑に進められるように運営してまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

横山部会長

お忙しい中、皆様の熱心な審議をいただきまして答申することができました。

本日の審議はここまでとしまして、金額審議につきましては次回労使より金額提示をいただきたいと思います。

次に、付議事項「(5)今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

三村室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきました。本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、9月20日水曜日とさせていただきます。

今後の審議日程につきましては、第2回の開催を9月25日月曜日15時から予定させていただいております。

次回の専門部会は最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になりますので、よろしくお願いいたします。

横山部会長 次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

三村室長 1点確認させていただきます。
本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、今日の専門部会については議事録を作成し公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し公開することとしてよろしいでしょうか。
それ以外には特にございません。

横山部会長 議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようにお願いいたします。
委員の皆さん、何かございませんか。

(特になし)

横山部会長 これを持ちまして、第1回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦勞様でした。